

畜産農家市場価格支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき畜産農家市場価格支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援目的)

第2条 町は、取引価格の下落等による畜産取引価格の売上高減少の被害があった畜産事業者等（以下「支援事業者」という。）に対し、畜産業経営の安定化支援を目的として、予算の範囲内において支援金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
畜産事業者 本山町内に住所を有する畜産業を営む個人及び法人並びに任意団体等の農業経営体をいう。

(支援対象経費等)

第4条 支援対象事業及び支援金額等は、別表1のとおりとする。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援事業者は、支援金の交付を申請しようとするときは、該当市場終了後30日以内もしくは、該当年度の3月31日のいずれか早い日までに、畜産農家市場価格支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(支援金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書兼請求書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し支援金を交付することが適当であると認め、支援金の額を決定したときは、畜産農家市場価格支援金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、支援金を支払うものとする。この場合において、口座振込の方法により支援金を支払ったときは、入金をもって交付決定及び交付確定通知書による通知に代えることができる。ただし、当該申請をしたものが、別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは除く。

(支援金の返還等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 申請者が規則又はこの要綱に違反し、又は支援事業に関し不正の行為を行った

とき。

- (2) 支援事業者が虚偽又は不正の申請により、交付金の交付を受けたとき。
- (3) 支援事業者が交付金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 支援事業の実施が著しく不相当と認められたとき。

(関係書類等の保管)

第8条 申請者は、支援事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(情報の開示)

第9条 支援事業又は支援事業者に関して、本山町情報公開条例（平成13年条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

業種	支援事業区分	支援金額	備考
畜産	繁殖農家支援事業	<p>嶺北家畜市場において取引価格が下記の基準額を下回った場合、その基準額と取引価格の差額分に80%を乗じた額。 ただし、上限を一頭当たり120千円とする。</p> <p>基準額（土佐褐毛・黒毛共通） 去勢500千円（税込） 雌牛450千円（税込）</p>	<p>著しく取引単価が低い個体は、対象外とすることがある。</p>
	肥育農家支援事業	<p>肉用牛の枝肉価格が下記の基準単価を下回った場合、その基準単価との差額に、取引量に乗じた金額の80%。 ただし、上限を一頭当たり200千円とする。</p> <p>基準単価（土佐褐毛・黒毛共通） 2,500円/kg（経産、廃牛を除く）</p>	<p>著しく枝肉価格が低い個体は、対象外とすることがある。</p>

別表 2 (第 6 条関係)

- 1 暴力団（本山町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 3 号。以下「町暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。